

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間

(学校保健安全法施行規則に基づき作成)

学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則により、学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

分類	感染症名	出席停止の期間
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ（第 1 種以外）	発症後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂痂化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、医師が感染の恐れがないと認めるまで
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 その他の感染症	病状により、医師が感染の恐れがないと認めるまで